

近畿大学法科大学院 2006年講演会

日時 2006年6月10日(土) 午後2時～午後4時

場所 法科大学院(B館)10階MM会議室

「45年間の裁判官生活を振り返って」

講師 金谷 利廣 氏(前最高裁判事)

はじめに

1 佐藤先生から、近畿大学の法科大学院で講演をするようにというご依頼がありまして、どうしようかなという迷いもあったのですが、佐藤先生といえば司法制度改革審議会の会長などとして、裁判所のみならず司法制度全般のために、大変お骨折りくださった先生です。その先生からのご依頼を断ったら罰が当たると思いまして、何を話すか、いい話も思いつかなかったのですが、生まれつき気が弱いせいもありまして、安請け合いした次第です。

それにしましても、この近畿大学の法科大学院で講演させていただくということを、大変光栄に思っております。また、お忙しく一所懸命勉強されている方々に、貴重な時間を割いて私の講演を聴いていただくことに、大変申し訳ないような気持ちです。皆さんの参考になるようなお話はできないのではないかと心配していますが、許された時間の範囲で一所懸命、正直なところを話したいと思います。それでもとりとめもない話になろうかと思いますが、後で質問があれば正直に答えますので、質問のほうで中身を補っていただきたいと思っています。

2 まず、今日参りました一つの目的は、「あんながさつな男が長いこと裁判官をしておったのか」、あるいは「最高裁判事もやっておったのか」ということを、目で見てもあるいは耳で聞いて分かっていたら、判例集だけでごらんになっていると、少し堅苦しい雰囲気のところではないかと最高裁のことを思っておられるに違いないと思いますので、やはりいろいろな人がいる所だということだけでもPRすること、そのために参った次第です。

私はもともと大阪の生まれで、昭和10年生まれですから、昭和二けたの生まれという点では、皆さんと同じ仲間です（平成生まれのかたはここにはいらっしやらないと思いますので）。大阪でも、日本の中でいちばんガラが悪い所ではないかといわれる西成で、生まれ育ちました。大阪市西成区山王町という町ですが、同じ町の中に飛田遊郭がありましたし、ちょっと離れたところに林芙美子の『めし』のジャンジャン横丁があり、ちょっと離れたところに労務者の街釜が崎がありまして、その飛田遊郭とジャンジャン横丁と釜が崎、この三つに挟まれた真ん中で、ずっと裁判官になるまで育ちました。そんなわけですので、ガラがよくなるわけがありません。高等学校は、この辺りも学区のうちだったと思いますが、大阪市内の高津高校を出ました。東京で暮らしたのが長かったのですが、お聞きのとおりやはり生まれ育ったところの関西弁のイントネーションが抜けません。そんな人間です。

3 平成17年、昨年5月16日に最高裁判所判事を定年退官しました。ご承知のとおり、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所の判事の定年は65歳ですが、最高裁判所判事と簡易裁判所判事は70歳です。私は昭和10年5月17日生まれですので、誕生日の前日である5月16日に定年退官した次第です。

裁判官（判事補）になりましたのは、昭和35（1960）年4月、60年安保の年です。それから数えますと45年余り、そのうち最高裁判事は平成9年10月からですので、昨年5月まで7年6か月余り最高裁の判事をしました。45年という長いようですが、過ぎ去ってみればあっという間です。まだ今でも、自分で

は、京大の学生だったころのような気分、あるいは修習生のような気分にいるのですが、もう71歳になったのだと思うと、ぞっとする次第です。

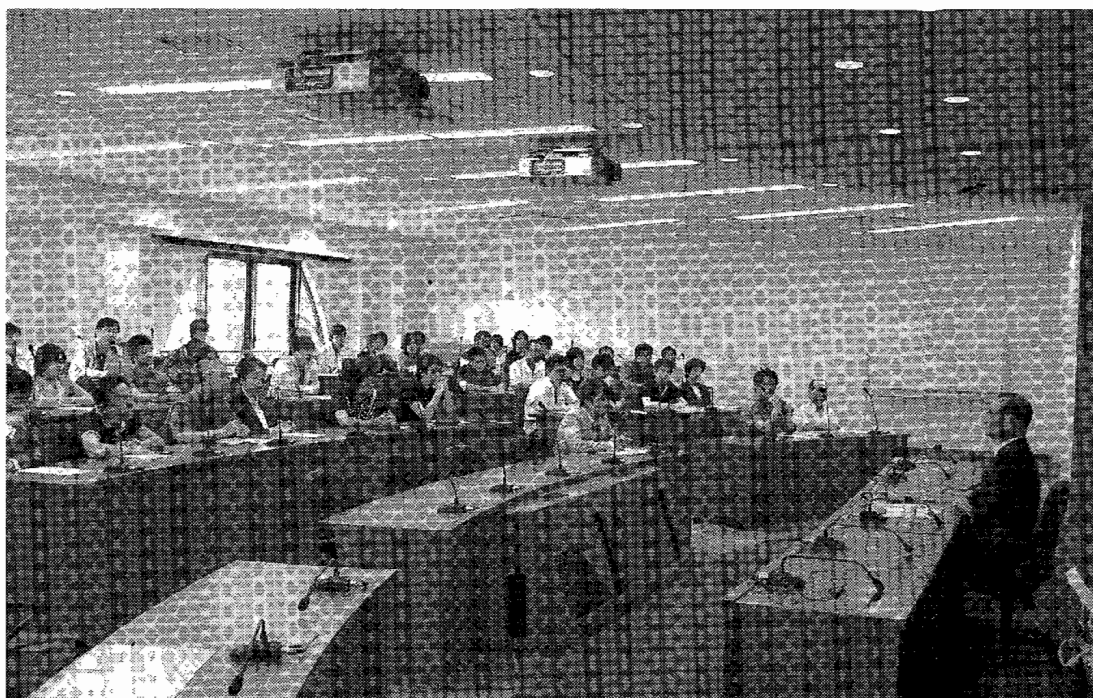
4 さて、今日は、お手元に配ったレジュメのようなことで責をふさがしていただきたいと思う次第です。大きく分けて、まず、裁判官としての履歴、裁判官として歩んできた道と、次に、先輩ぶって偉そうなことですが、法律実務家を志す人々への、ちょっとアドバイスの的なことでも言えればということでも話させていただきます。

第1 裁判官として歩んだ道

1 裁判官を志望したいきさつ

私は皆さんのように志高く裁判官になったのではありませんで、むしろ法律家など、なりたくなかったのですが、なってしまいました。兄弟姉妹6人の家庭で育ちまして、兄も姉もおりまして、弟も妹もおります。きょうだいの真ん中です。おじいさん、おばあさんがいますから10人家族、貧しいのに大きな家族で、家内工業的な商売をしておりました。貧乏でした。姉も兄も、むしろ私より頭がいいのではないかと思ったのですが、大学には行かせてもらえないで、ちょうど私がきょうだいの3番めなのですが、私のときに「大学へ行きたければ行ってもいいよ」と親が言ってくれまして、大学を志望することになりました。

どこを志望しようかと迷ったのです。私の夢は、当時のことですから、湯川秀樹博士のノーベル賞等がありましたし、私自身も理科系のほうが得意で（当時、高校生には、進学適性検査といって、学力テストと知能テストの中間みたいなものがありまして、理科系と文科系の点が出るのです。私は、文科系のほうもまあまあだったのですが、理科系のほうがずっといい点でした。）、数学とか物理が好きでしたので、本当は理科系の学者になりたかったのです。理科系では助教授になるまでも時間がかかります。しかし、先ほど申しましたように、



家庭の事情もありますし、親のすねが太くありませんでしたので、やはり経済的に早く自立できる道をとということで選びましたのが、京都大学の法学部です。

なぜ法学部を選んだかという点、父の商売の手伝いで、ちょっと大きい会社に行くこともあったのですが、会社勤めの方の中には、会社という大きい組織をバックに偉そうに言う人たちも少なくないなど、あまりいい感じを持っておりませんでしたので、会社勤めは気が進みませんでした。

一方、戦後の新憲法を学んで、裁判官の独立、職権行使の独立ということを知りました。裁判官は、法律という枠はあるけれども、その中で自分がこれは法にかなう解決だと判断したら、誰にも指示されたり命令されたりせず、職権行使の独立性を持っているのだということ、これが非常に印象的でありました。なれば裁判官になれたらいいなあ、それになるにはどこへということで、法学部、京都大学の法学部を志望しました。もちろん、合格する自信はありませんでしたから、落ちたら親の商売でも手伝って浪人しようと考えて、滑り止めも受けなくて京都大学法学部を受けましたら、まぐれで受かりまして、昭和29年に京大へ入ったのです。

京大では、教養課程の2年生から法律の授業があるのですが、どうもやはり法律というのは面白くないなという感じで、むしろ文学部の哲学の授業などを盗み聞きしたりしているほうが面白くて、裁判官になればなりたいたいと思いつつも、あまり勉強しないでいるうちに、さっさと年月が経っていきました。それでも、やはりせつかく法学部に入ったのだから司法試験を受けないといけないうことで、4年生になって初めて司法試験を受けました。受けた最初の日に、「ああ、これは完全に落ちたな」と思いました。司法試験が終って、おふくろに「もう落ちたよ」と申しました。そこで、来年もう1回受けるために、家の商売を手伝うことも考えたのですが、裁判所職員になってもう1回司法試験を受けようと考え、当時の裁判所職員6級職試験を受けることにし、1次試験と論文試験を受けました。そして、そのうちに司法試験の論文試験の合格が発表になりましたら、何とこれが合格してございまして、口述試験のため上京することになりました。そして、裁判所職員試験の面接試験と重なることになりましたので、私のおふくろが大阪高裁へ「二股かけて大変失礼いたしました」ということで謝りに行きましたら、大阪高裁のかたが、「それは司法試験に通ったら、そんなめでたいことはないのよ、そちらに行きなさいよ」と言ってくれたと言って、母が大変喜んでございまして。そんな経過で、司法試験の口述試験も幸い通って、司法修習生になりまして、大阪で実務修習をした後、判事補として裁判官になりました。

私の場合は、こういういきさつで裁判官になりまして、皆さんのように志高く、社会正義を実現するため、あるいは法の実務家として世の中の人の役に立つためとかいうより、むしろパンのために法学部を選び、そして、ほかよりましかなというぐらいの感じで、非常に志低く裁判官になったわけです。それで45年も勤まったのはなぜかということで、レジュメの2番に入ります。

2 長く勤めることができた理由—裁判官という仕事の魅力・やり甲斐等

一言で言いますと、裁判官というのは非常にぜいたくな仕事だと思います。経済的にぜいたくということではなくて、精神的に、精神衛生上、非常にぜいたくな仕事だと思います。わずらわしい気遣いをする必要はほとんどありませんで、仕事自体は、自分が、これが法にかなう正しい解決だと考えれば、それをそのとおり表明することが、権限だけではなくて、それが義務なのです。これが法にかなった正しい解決だと思っているのに、上司や先輩への遠慮とか、ほかの考慮などで違うことを言えば、これは義務違反になるわけです。

私は気が小さくて気が弱い男ですので、権限だけですと、やはり上司にいい顔をしたりとか、お金をもらっている人に喜んでもらいたいとかいうことで、なかなか考えたとおりに言えないことも多々ある人間なのですが、そういうことをやったら義務違反になるという、そういう強制があることが、非常にやりやすいのです。気が弱いからといって、そういうことをきちんとしないわけにはいかないのです。

そういう点では、新任判事補でも、偉い裁判長らと3人で合議を組んでも、やはり1票を持っているわけです。そこで幾ら2人の、裁判長と右陪席裁判官がこうだと言われても、やはりそれが違うと思えば「私はそうは思わないのですが。ちょっとお待ちください。そう思われるのは、どうしてでしょうか」と言うとか、あるいは自分の意見をきちんと言うとか、そうしないと義務違反だということになりますので、本当に気の弱い者でも気兼ねや遠慮なしに意見を言える。それが私には非常によかった。そんなことで、そういうことをやりながら、法律という枠の中ではありますが、パブリック、公のために役立つ仕事がしていけるということで、私自身は非常に居心地よく裁判官を務めさせていただきました。

先ほど、鈴木先生からお話がありましたが、京都大学の法学部で、平場先生のゼミをとらせていただいていたいました。できない学生でしたけれども、司法試

験の成績が奇跡的によかったためだと思いますが、先生が「京都大学に残らないか」と言ってくださったのです。私はびっくりしました。京大に残るなどというのは、私の考えてもみなかったことなのですが、帰っておふくろに話したら、「京都やと、大阪から近いし、ええやん。利廣、そうさせてもらい」と言って喜んでくれましたので、すぐ平場先生に「お受けさせていただきます」と言って受けたのです。そして、それから、ふだん勉強していなかったので、慌てて京大の図書館へこもり、平場先生のご指示で、宮本英脩先生、あるいは佐伯千仞先生のお若いころからの論文をずっと追ったり、あるいはドイツの論文を一所懸命読んだりしました。語学は割と高校時代のときから好きで、話すのは下手なのですが、横文字を読むのは好きでした。ドイツ語を読むのもそう苦痛ではなかったので、やっておりました。しかし、そのうちにやはり気の弱さをもたげてきまして、自分がこれで学者になっても、世の中にもいなくてもいいような学者になるのではないだろうかとかいう疑問がわいてきました。いや、それでもいいのだ、立派な学者のために、いろいろな資料を整理したりして、立派な学者がオリジナルないい考えを出してくださるためのお役に立つ学者、そういう学者もあっていいのではないかとか、いろいろ思っただけで、しばらくやっていたのですが、やはり……。それともう一つ、私は、人生観がしっかりしていないというか、あるいは、これもちょっと異常なあれなのですが、小学生のころから、人間の命、あるいは死ぬということについて非常に神経質な面がありまして、現在生きているこの自分が死んだら、自分にとっては全くの無の世界が永遠に続くということが、非常に精神的に耐え切れない、映画館での休憩時間にぱっと大きい声を出したくなるとか、ちょっとおかしかったのでしょうか、そういうところがありました。それでいて、信仰が持てればいいのですが、持てなかったのです。教会にせっせと通ったり、あるいは仏教のお坊さんの説教を聞きに行ったりしましたが、そういう既成宗教にはなじめず、信仰を持って心の安らぎを得ることはできませんでした。

ただ、人間を超越する何かがあるのではないかといいた宗教心はあるのですけれども、自分が死ぬということに対する不安から解放してくれる、安らぎを与えてくれるような具体的な信仰を持ってないでいたのです。

それで、このまま学者になって、そういう精神的不安・悩みと、学者としての自分の力、能力に対する自身の無さなどで、迷い出し悩みかけたら、これは限りない深みに陥ってしまうかもしれないという心配もあったために、平場先生にお詫びし、やはり実務家にならせてくださいと言って、学者をお断りさせていただきました。

なぜ実務家を選んだかという、実務家というのは、どんな事件でも、裁かれる当事者になれば、民事でも刑事でも一生を左右しかねない問題であるから、裁判官たる者は、どんな事件でも軽々しくそまつに扱えない。私みたいな怠け者で、ぐずぐず変なことを悩む人間でも、事件をやるときだけは、それに一所懸命集中してやらないと、大変申し訳ないことになる。そういう手近で確かな手ごたえ、やりがいがある仕事のほうが、自分としては人生を過ごしていきやすいのではないか。そういうことで実務家になった次第です。

修習生になりまして、大阪でいろいろ実務修習を回っておりますと、ああ弁護士もいいな、検察官も面白そうだなとか、いろいろ思いましたが、結局のところ当初の志望どおり裁判官になったわけです。裁判官になりましたもうひとつの大きい理由は、司法研修所ときのクラスの裁判教官が、民事裁判教官が後に最高裁長官になられた服部高顯先生と、刑事裁判教官がこれも後に最高裁判事になられた戸田弘先生で、このお2人のお人柄、お力が素晴らしい、全然タイプは違うのですが、お人柄が非常にさわやかで素晴らしい。こういう先輩のおられるところへ行きたいなということもありまして、それで裁判官の道に入った次第です。

後期の修習中に、もう一度、平場先生が上京された機会に戸田弘先生らに、「金谷に学者になるように勧めてくれんか」とかおっしゃってくださったらし

いのですが、もうそのときは迷わず裁判官になろうと決めていました。先ほど、鈴木先生のお話がありますが、やはり学者にならなくてよかった、学者になっていたら、すぐに鈴木先生とか優秀な方が後に出てこられて、私はきっと自信を失って学者を途中でほうり投げていたと思います。だから裁判官をさせてもらったので、何とか45年間務められたことになりました。

裁判官になりましたのですが、当初は、定年まで裁判官をする気はありませんで、せいぜい60歳ぐらいになったら仕事を辞めて、伊豆かどこかで天体望遠鏡で空を眺め、魚釣りや読書をしてなどと思っておりましたが、甲斐性がないためと、寿命が延びてきたためとで、60歳で辞めて、あと食べていけなくなったらいけないということから、とうとう定年まで勤めた次第です。

私みたいなこういう裁判官のなり方は、本来の職業選択のあり方ではないと思いますが、これも一つの職業選択のしかたかとは思いますが。しかし、むしろ私のような選択よりも、皆様のように、高尚な志で夢を持ってその道に進むということのほうがはるかに幸せだし、はるかにやりがいのあることだと思います。でも、パンのためにということからなった私でも、裁判官として結局45年間勤めさせてもらい、今つくづく「ああ、いい仕事に就かせてもらった」と思っています。

もう一つ、雑談ついでに申し上げますと、私が京都大学法学部に合格しました際に、高津高校へ「先生、受かりました」という報告に行きましたら、担任の先生でなくて、教頭の英語のA先生から「金谷、きみ、法学部へ行くのだから。法律などというものは年取ってから味が分かるものなのに、何できみ、法律をやるの。理数をやればいいのに」と言われました。当時、やはり法律というものは若い者にとっては面白くないものだなあと、私も思っていました。夢多くて、ロマンを抱く若いときに、法律家というのは、やはり何としても法律という枠組がありまして、その中での解決をする仕事です。もちろん法律が憲法に違反すれば、その法律に従わなくてもいいのですが、憲法に違反しない法

律であれば、それに従わなければなりません。したがって、法律あるいは法学者は、若者の血をわき立たせるものとは感じなかったのです。むしろ大きい建物を建てるとか大きい橋を作るとか、歴史学で歴史の法則性を発見するとか、あるいは、スケールの大きい小説を書くとか、哲学をしっかりとやるとか、そういうことのほうがよほどやりがいがあるのではないかと私自身も思っていたわけですがけれども。高校のA先生からそう言われたのです。

そして、裁判官生活を長く続けていくうちに、A先生の言葉が、なるほどと思われるようになりました。若いときは、自分はまだもっとできるのではないかと、これもあれもできるのではないかと思う面もあります。しかし、だんだん、時間が経ってきますと、自分の能力の限界がよく分かってきますし、世の中、偉い人いっぱいいるのだなということも分かってきます。自分についてそれほど大したことはできそうもないということも分かってきます。

一方で、地味な仕事である裁判について、やはりなかなかやりがいのある大切な仕事であると一層理解できるようになりました。特に裁判を受ける側の立場に立って考えれば、裁判は非常に大事なことを扱わせてもらう仕事ですので、自分のような者が、それをさせてもらえることを一層重く受け止めるようになりました。大学を出て2年間修習生をただけで裁判官になった。それ以外、ほかのことについては何も大して知らない人間が、こうして人の運命にかかわるような裁判をさせてもらう。裁判官の判断なるがゆえに、それなりに尊重してもらえる。そういうことの重さ、ありがたさを、だんだん年をとるにつれて強く感じるようになりました。そんなわけで、務めているうちに、非常に安らかな気分で仕事ができるようになりまして、それが結局裁判官として長く務めることができた理由だと思えます。

3 各職場について

裁判官としていろいろな仕事をやりましたが、そのいくつかについて話して

みようと思いましたが。しかし、すでに予定時間を大分使いましたので、予定したこと全部を話す余裕がありません。大幅に割愛して話します。

(1) 若いころの支部勤務

初任地は、大阪を第一希望地としましたが、東京地裁でした。新任判事補の採用面接の際に、人事局長から「きみはきょうだいが多いね。長男じゃないよね。どこ行ってもいいんだね」と聞かれたものですから、「ええ、まあ」と言いました。どこにやらされるかと思いましたが、ふたを開けましたら東京地裁でしたので、慌てて下宿を探しましたが、いい下宿が見つからないで、困りました。そうしたら、司法研修所の他のクラスの教官であるN先生が「金谷、下宿が見つからなかったら、家へ来い。家へ下宿させてやる」とおっしゃってくださったのです。「きれいなお嬢さんがいらっしゃる」と言ううわさでしたので、大変魅力があったのですが、怠け者の私は、先生のところへ行ったら、判例ばかり読まされるのではないかとおそれ、丁重にお断りしました。そして、2か月ほど司法修習生用の寮に入れてもらい、そのうちに、適当な下宿が見つかって動いたのですが、そんなことがつい最近のこのように思い出されます。

任地については、何度か関西を希望しましたが、関西勤務というのは1回だけです。平成3年から5年まで、奈良地方裁判所と奈良家庭裁判所の所長にしてもらったときだけです。大津地裁を第一希望に書いた年もありましたが、そのときは、北海道の小樽に行きました。それが若いころの支部勤務。

最近は核家族になりまして、きょうだい、子供の数も少なくなりましたので、昔以上にけっこう転勤を嫌がるのです。本人も嫌がるし、親御さんも嫌がられるし、奥様のご両親も婿の転勤を嫌がるというような時代になってきたのです。私は、きょうだいも多いし、それに公務員を志した以上、任地について我がままはいうまいと、当時腹を決めていました。

支部勤務というのは、私にとっていい経験になりました。私は最初、東京地方裁判所に、その次に最高裁判所事務総局の刑事局に局付として、それぞれ3

年間ずつ勤務しました。大きい裁判所ですと、裁判官が大勢いる中の1人なのです。裁判をするときは、1票を持って一所懸命やりますが、司法行政その他では先輩がたにおんぶにだっこで、難しい問題を全部、先輩がたに任せて甘えていました。

支部へ行きましたら、支部の裁判官は当時、小樽で4人です。それと簡易裁判所判事が2人。ですから、どんなことも裁判官1人の責任は重くなります。若い判事補であっても、裁判所を代表して、ほかの警察や関係機関との協議会に出ることもありますし、市の成人学級の先生を頼まれてやったり、職員のいろいろな私的な相談事にのったり、あるいは、私が民事事件を担当していても、書記官から刑事の問題について相談を受けたり、破産法関係の問題について相談を受けたり、簡裁の判事さんからいろいろな法律問題の相談を受けたり、そんなことがしばしばです。また、裁判所外でも、けっこういろいろな人とつきあいができまして、交際の範囲が広がりました。そういうことで、職員とも、大きい裁判所ですと、限られた人としかつきあわないですが、小さい裁判所ですと、全職員と一緒にいろいろなことをやります。職員一人一人のことも、まるで自分が支部長になったかのように真剣に考えるようになりました。そんなことで、何か自分も組織の一員として、それなりの役割を果たしているなという感じが強くしてまいりました。

当時、小樽は、寒冷地の、しかも支部ということで、勤務地としてはあまりよくないところとして、判事補報酬の号俸も、東京等よりはもちろん、札幌や函館の北海道の本庁よりも早く上がっていました。そんな勤務地であったのですが、私は小樽が大変気に入って、3年経った転勤時期に小樽残留を希望しました。そうしたら約半年転勤時期が延びて東京地裁へ転勤になったわけです。

あとから思いますと、小樽でそういう組織の一員になり、また地域社会の一員になってやったということで、自分で言うのもおこがましいですが、裁判官

として一度むけて成長したなと思います。これが大きい庁ですと何事も先輩頼みにして過ごしていたら、私は今よりもっと気がつかない人間で、もっと職員のことにも考えない裁判官でいたのではないかと思います。それが小樽にやってもらったおかげで、裁判官として大分成長したなと思います。最高裁の広報誌に「司法の窓」という冊子がありますが、あれに何か書けといわれたときに、私はこれと同じ題の「若いころの支部勤務」ということで、このことを広報誌に書いた次第です。

皆さんは近い将来法律実務家になられるわけですが、特に検察官とか裁判官になられる方は、自分の任地などがきつと気になると思います。しかし、本当のことを言いますと、任地より大事なものは、どんな人と一緒に合議体を組むか、どんな人と一緒に仕事をするかというほうが、非常に利害関係が大きいのです。検察庁のことはさておいて、裁判所のことで申しますと、裁判官は三千何人いるわけですが、いい人ばかりだと思ったら大間違いです。おかしい方もいますし、裁判長、右陪席でも、くせの悪い人もいますし、すごくけちでうるさい人もいますし、いろいろな人がいらっしゃるのです。けれども、やはり、平均的に見れば、裁判所という所は、割とさわやかでいい感じの人のいる割合が高い組織ではないかなとは思いますが、変わった人、いやな人もいます。

気持よく仕事ができるのは、いい人とチームを組んだときです。それは気持ちいいです。それがおかしな裁判長のところへ行きますと、地獄です（笑）。ですから、むしろ任地も大事ですが、一緒に合議体を組む裁判長、右陪席、あるいは自分が裁判長になったら、どんないい右、左が来てくれるかということのほうに、関心が強くあってしかるべきだろうと思います。

（2）訴訟指揮で心掛けていたこと

東京地裁での話をしようと思ったのですが、時間が足りなくなりましたので、1～2点だけ話します。私は裁判としては東京地裁での裁判が割と長かったです。単独体の裁判官あるいは合議体の裁判長として訴訟指揮で何を心掛けて

いたかといえますと、そのひとつとして、傍聴席から見ていて、裁判官のすることが、「なるほど、裁判官はあだから、ああするのだな」と分かるような裁判をしたというのがあります。これは必ずしも裁判に理解が深い人を基準にするのではなくて、私はよく自分の親父を傍聴席に仮想的に座らせておきます。私の親父というのは、昔の小学校の尋常高等科しか出ておりませんが、働き者で勤勉で、まじめな普通の人でした。傍聴はしたことはありませんが。その私の親父を傍聴席に座らせておいて、訴訟指揮をする際に、まあ親父さんが分かってくれるような訴訟指揮を心掛けたほうが良いと考えたということです。

いろいろなことでそうですが、例えば私が東京地裁の単独で、また、合議体の陪席裁判官あるいは裁判長をしているときにも、非常に法廷の荒れる公安事件、学生事件をたくさんやらせていただきました。毎回、例外なく法廷で大騒ぎになる事件をやったりもしました。そんな事件のうちのある事件の話ですが、被告人らは毎回法廷で暴れることを目的にしているのです。実質審理をしないで、例えば被告人らから何百人を一堂に集める統一公判をしろという要求を聴いてやっているときは、被告人らは法廷に居て発言しているのですが、毎回毎回の法廷でいつまでもそんなことだけしては審理も進みませんし、それはまだ年若い学生である被告人らのためにもなりませんので、裁判所がそういう問答を切り上げて、事件の実質審理に入ろうとすると、それを妨害するために被告人らは騒いで、毎回、全員退廷となります。例えばそういう全員退廷させるときでも、不規則発言をすれば、それに対して、直ちに退廷させたほうが早く実質審理に入ることができるので、それが正しいのかもしれませんが、傍聴席に座っている普通の人には、毎回法廷に来てくれるとは限らないのです。そうしますと、被告人がまた前のことを蒸し返して発言するや否や「退廷！」と言ったら、裁判所は強権を発動して、被告の言い分に耳も貸さないで退廷させたというふうに思う傍聴人もいるのです。そんなことはないのであって、その前から何回も同じことをやって、退廷させられる人は、そうなることを分かっ

てやっているのですから、そんな者を早く退廷させたって、不当なことは何もないのです。ただ、傍聴席の人に分かってもらうためには、やはり被告人に対し「きみの今日言っていることは、前回もこういうやりとりしたではないか。それに対して裁判所として、こういう決定をして、それに異議を唱えたから、決定でこういう判断をしたでしょう。その話をもう1回蒸し返すのですか。そうすると、裁判所としては心ならずも退廷させざるをえなくなりますよ。その発言は今日はその程度にして、実質審理に入ることにしよう」と言うのです。これは被告人本人に言っているのではないのです。本人に言ったって、本人は退廷するつもりですから。これは傍聴席で聞いている人に、裁判所はやみくもに権力を使っているのではないのだと理解してもらうためにやるのです。そういうことを訴訟指揮として考えました。

あるいは、ここに鈴木先生がいらっしゃって刑事訴訟の話をするのはあれですが、刑事訴訟も民事訴訟もそうですが、直接主義、口頭主義というのは、法廷で声を出して言葉で言い、そして耳で聞いて分かる、そういう審理をやれということです。今後、裁判員制度ができてきますと、いっそうそういう要請が強まるわけですが。旧刑訴では、裁判所の判決には、証拠を詳しく、だーっと、だれだれの何々した旨の証言、これこれがこれした旨の尋問調書とあって、長く書いたのです。今の刑訴では、判決で示すのは証拠の標目でよくなっているのです。それは直接主義、口頭主義で、そんなことを判決にぐじゃぐじゃ字で書かなくても、傍聴席にも聞いていて分かるような審理をやれば、裁判所が有罪にすれば、おのずから、ああいう内容のあれだけの証拠が出れば、被告人はああいう弁解を言ったけれど、有罪にするのはしょうがないなと傍聴人にも分かってもらえるような審理、そういったものを目指するのが正しいのです。

そのためには、やはり審理を計画的に集中してやることが要請されてくるわけです。そんなことは、何もこのたび裁判員制度ができるから要請されることではないのです。度合いはいっそう強まってはいますが、現行刑訴になったと

きからの要請なのです。私はできる限りそういう審理方法をやりたいということで、努力はしましたが、うまく行った場合、行かない場合、いろいろありました。

また、例えば、被告人が警察の取調べで犯行状況を再現するのをビデオで撮るといふ、犯行再現ビデオなどというものがあるのです。裁判官時代の代表的な判決を一つ挙げると言われれば、昭和60年3月に私が東京地裁で裁判長として言い渡した遺体なき殺人事件の判決を挙げます。死体が出てこなかった事件で無尽蔵という池袋の古美術商の主人が殺された事件で、かなりマスコミとかに取り上げられた事件なのです。その事件でも犯行再現のビデオが証拠として提出されました。そのビデオを法廷で見るのに、二台の装置により、一台は裁判官のほう向きに、もう一台は傍聴席側に向けてビデオを映しましたら、記者など傍聴席の人からは好評でした。法廷では被告人は否認しているのですが、犯行再現状況をつぶさに傍聴席から見てもらえば、実に自然な犯行再現として、傍聴人からも分かってもらえたのではないかと思います。

これから裁判員制度が実施されるようになりますと、ますます法律家だけが分かって「うんうん、よし、それでいいのだ」ということで、裁判を進めてはならないですね。そんなことは何も今回に始まったことではなくて、やはり法制度の運用が国民に広く支持されるのには、やはり常識あるというか、良識ある普通の人、小学校しか出ていない人でも、中学校しか出ていない人でもいいのですが、良識ある普通の人に理解してもらえるところを目標に置いて、いろいろなことを考えていくことが、法律家にとって肝要です。皆さんは、これから勉強されるときも、専門家である自分だけが分かって、「あのやり方でいいんだ、あれで合理的でいいのだ」ということだけでは、なかなか国民の支持は得られませんので、そのあたりはしっかりと頭に叩き込んでおいていただきたいと思います。

(3) 最高裁判所判事の喜びと苦しみ

私は、裁判所の中のいろいろなところで仕事をしましたが、やはり最高裁判所の判事の仕事が、法律家として最もやりがいがあったと思います。面白かったですね。それはなぜかといいますと、最高裁判所には、15人の裁判官がいますが、5人ずつ三つの小法廷に分かれています。そうしますと、最高裁に来る事件は、確率的に、3分の1の確率で自分のいる小法廷に来る。民事、刑事、行政、知的財産、その他もろもろ、幅広く多様な面白い事件にたくさん出会います。それが大変幸せでした。しんどかったですが、楽しかったですね。

当該事件について、事実関係をきちんと丁寧に押さえて、そしてその法律問題について一つの結論を出すために考慮しなければならない社会の実情等をしっかり頭に入れ、学説等もきちんと理解し頭に入れ、問題を分析的に見たり大局的に眺めたりしつつ、自分の頭で得心がいくまで突き詰めて考えるという作業、これはやりがいがある、面白い仕事だと思います。面白い法律問題は地方裁判所でも高等裁判所でも、単独裁判でもあるのですが、やはり最高裁判所においていちばんたくさんそういう問題に出くわしまして、この年になって、これだけ面白い法解釈問題をいろいろ考えさせてもらえるというのは、ありがたいことだと本当に思いました。審議で議論して、できるだけ、やはり自分がいいと思う解決に、何とか他の裁判官の賛成が得られるように努力して、賛成が得られて、そして判決文を書く。最高裁の判決文は分かりにくいといわれるのですが、それでもできるだけ分かりやすくするために、調査官が書いてくれたものに、手を加えることも少なくありません。法律家でもやはり最もやりがいがある面白い仕事をさせていただいているのだなと思いました。

そういう楽しい喜びを下級裁で味わうとなると、自分でせつせと図書室に足を運びまして、判例、文献等を調べなければなりません。私は民事裁判の経験は比較的少なかったのですが、民事裁判は、手続きの難しい問題は比較的少ないのですが、民事実体法というのは特別法があって間口が広いですから、これ

は裁判官として、ふだんきちんと勉強できているということはないのです。特に単独裁判などをやっているとき、しょっちゅう資料室に駆け込んで判例を調べたり、特別法の文献を探したりする。

最高裁の場合は、それを調査官がやってくれるのです。有能な調査官がついていて、判例、学説、その他の調査をやってくれますし、もちろん記録の調査もやってくれます。そういったわけで、裁判官が自分で判例・学説を調査することはほとんどせずに、あえていえば面白い法律問題のいちばんおいしいところだけを食べさせてもらうみたいなことをさせてもらえるのです。そういう点で、非常にぜいたくな仕事です。もちろん、まれには調査官の調査不足と思われることもあるのですが、でも調査官のいてくれるおかげで、最高裁判事は非常に恵まれていると思います。

ちなみに、日本の最高裁の調査官は、裁判官1人に1人がついているのではないのです。それをすると、弊害もあるということで、三十数名の調査官を、民事事件専門、刑事事件専門、行政事件専門の三つに分け（民事事件専門の人の中にも、集中的に知的財産、工業所有権関係の事件を担当する人がまたあるのですが、その人も一般の民事事件もやります。）そして、それぞれの調査官は、各小法廷の事件を担当しています。

苦しみというのは何かというと、私にとっては、目の酷使です。やたらと読まされます。先程話したような面白いやりがいのある事件だけやっていけば、こんないいところはないのですが、やりがいのある事件は量的にはほんのわずかで、そうでないたくさん事件が入って来ます。最高裁に去年何件来たか、正確な数字は知りませんが、私が最後に丸々1年間務めました平成16年ですと、決定等に対する最高裁への上訴は除いて、高等裁判所の判決に対する上告事件、上告受理申立て事件だけを見ましても（一つの民事事件で、上告と上告受理申立ての両方を申立てる事件もありますが、これも1件と数えます。）、民事の上告ないし上告受理申立ては3200ぐらい。刑事は2800余り。1年間に上告事件、

上告受理申立て事件だけで、6000件余り来るわけです。一つの小法廷にすると2000件ですから。これを12で割ると、1か月当たり相当な数です。それ以外に、家庭裁判所の審判に対する上訴事件とか、不動産執行に対する抗告から、種々の特別抗告事件等が来ます。それから同じ事件で、棄却・却下されても何度もくり返しエンドレスに不服を申立てる好訴者の沢山の事件も来ます。1人が何十回と最高裁に申し立てをやっている事件もあります。そういう事件も含めまして、休みなく読まされます。そういう事件の読み方は自ずからそれに応じた読み方があるのですけれども、まともに読んでおきますと、これは病気になります。

私は、ずっとキャリアで裁判官をやってきたものですから、読むのは慣れているはずですが、例えば上告事件ですと、一審判決、原判決、上告理由書・趣意書を読み、調査官の報告書、それに添付の資料を読み、それから問題のある事件だと記録をある程度読んだりしますと、恐らく毎日読む字は10万字を超えらると思います。もちろん、役所だけでは読み切れず、家でも夜遅くまで読みます。

そういうことやっていると、私の読み方の要領が悪いためでもありますが、目が疲れて、肩が凝って…。最高裁判事に就任した当初のうちはまだけっこう元気だったのですが、3年を経過したころから肩こりが首に出、目に来て、しまいには耳や内耳部にまで来まして、とうとう天井や建具がめまいで回りだす回転性のめまいに襲われました。病院の脳神経外科と耳鼻科に行ったら、「突発性難聴でしょう」と診断され、薬をもらって、1回は治ったのです。「良性の突発性難聴でよかったですね」などと言われたのですけれども、結局やはりまた難聴になりまして、今日は補聴器は使っておりませんが、補聴器を持つ身になりました。それから、仕事を続けていると、午後になると熱が出るのです。風邪を引いてもいないのに2時、3時になると、熱が38度台になったり、血圧が高くなるのです。これが地獄でした。

私は、割と読書も好きですし、阪神ファンで、テレビで野球を見るのも好きだったのですが、最高裁判事をやっているうちに、だんだん野球もゆっくり見られなくなりまして、本も法律以外の本はツンドク本が多くなりまして、そういう点で、最高裁判事の苦しみをさんざん味わいました。そうこうしていると、やはりストレスもたまったためか、とうとう一昨年秋の内視鏡検査で胃癌だと言われました。

あと半年余りで定年になるというときに、胃癌だと言われて、慌てました。定年までの事件処理の予定への影響ができるだけ少ないようにと考え、年末の12月の20日過ぎに手術すれば、早ければ1月の中ごろからまた出勤できるかななどと思ったのですが、やはりそうはうまく運ばず、年内は仕事をしながら通院して手術に必要な諸検査を終えた上、年が明けた1月5日に入院、翌6日に外科手術で胃の中央部分をばっさり切除されました。医師からは手術後3か月は休養するように言われましたが、医師に頼み込んで12日間で退院させてもらい、それから2週間ほど家で静養し、医師からの種々の条件付きの許可のもと、手術後1か月の2月7日から役所に出勤し仕事に戻りました。そして5月16日の定年退官まで務めたのです。

最後は、やはりしんどかったですね。カロリーを十分に摂取できないのに、頭脳労働もけっこうカロリーを消費するのですね。かつてオリンピックで女子マラソンの選手が競技場にたどり着いたときは疲労こんぱいで千鳥足状態であったということがありましたが、私もまさしく、そんな格好で定年にゴールインしました。それでも、曲がりなりにも定年まで仕事を続けられたことに満足し、感謝しています。

定年後は、しばらくは法律の本は絶対読まないぞと言って、法律の本を読まないで過ごしました。そうすると、おかげさまで、だんだん体が目に見えて回復してきました。もう法律はやめようと思いましたが、だんだん元気になってきますと、ちょっとぐらい法律をやってみたいなという気持ちが出てきまして、

お誘いがありましたので、今年の春から、ある法科大学院で、90分の授業を連続して2本持たせてもらっています。

最高裁判事の喜びと苦しみといっても、このように大したものではないのですが、裁判官としての終盤になって、法律・法律学・裁判の面白さというか、法律の味というのが一層分かるようになってきたなあと感じています。高等学校の先生が言われたことがつくづくと分かってまいりました。長く続けられた理由の一つは、高等学校の先生のその言葉をますます実感したためであるともいことができます。

もう時間が超過したので、レジュメの(4)その他はカットして、「第2」のアドバイスのほうのうち、ところどころ拾ってその骨子を話させていただきます。

第2 法律実務家を志す人へのアドバイス

1 能力・力量を向上させるための基本的な方法—自己研さん、はじめの数々が大切、自分の頭で広く深く考えること、法律書以外の読書

先ほど見学させていただきました近畿大学の法科大学院は、素晴らしい設備で、この教室も素晴らしいです。送っていただいた冊子を読ませていただいて、カリキュラムも素晴らしいですし、ここでしっかりと学ばれることは非常に大事なことです。しかし、私が強調したいのは、法律家としての、法律実務家としての能力を向上、あるいは力量を向上させるための基本的な方法は、教えてもらったことを理解し、学ぶことも大事だけれども、それ以上に自分で勉強する、自己研さんが大事だということなのです。

これは裁判官の勉強もそうなのです。キャリア裁判官の勉強というのも、やはり事件を通じて、客観的妥当性を有する結論を求めて全力を傾注していろいろ議論をし、そして自分の頭でいろいろなことを考え、それから事件を離れた場でも、自分の自己修養の一つの過程として、いろいろな本を読み、いろいろ

な世界の事象のことについて好奇心をもって考える。そういう自分でやる勉強がいちばんで、研修とかそういったものは、そういう自己研さんをよりいっそう効果あらしめるための補助的なものなのです。

判例を理解することは非常に大事です。それから学説を勉強することも大事で、この学説はどういうことを考えて、このように言うのかを理解することが大事です。しかし、それだけにとどまっていたら、だめなのです。やはり自分の頭で、本当にそうかな、先生はこうおっしゃっているけれど、それでいいのかな、判例はこう言うけれど、これはそうかな、こういう場合、判例はどう考えるのだろうか、どうなのだろうと、自分の頭でぎりぎり広く深く考える。それがいちばん大事なことです。

そして、司法試験もそうですし、法科大学院に入るにも試験があって、選抜する以上は、ある種の正解といったものを想定しなければならないのですが、本当の法律問題は、与えられる正解があるのではないのです。正解というのは、自分の頭でいろいろ考えて、これがやはり法にかなういちばんベターな解決だ、これがいちばんましな解決だというものを見出し、作ること、自分で広く深く考えて、正解というものは、自分で作るものです。正解がどこかにあると思ってその正解を知りたい、それを教えてもらって、ああそうかと、それで満足する人たちは、それから先あまり伸びないと思います。

ですから、若いときにやはりいろいろ、どんな偉い先生の学説であろうと、最高裁判所の大法廷の判決であろうと、「ここはそうで、それは分かるけれど、こういう場合はどう考えられる。先生はこうおっしゃるけれど、そんなことを言ったら、この辺はどうなのか」といったことを、やはり若い柔軟な頭でいろいろ考えるということは、やはりいちばんの勉強です。もちろん、それをやったから司法試験に合格するとかいい成績がすぐとれるとか、そのようにすぐに効果が出るものではないとは思いますが。けれども、皆さんが司法試験を通過して法律家になられて、10年とか15年とか20年とか経った時点で、本当に力が出て

くるのは、やはり今から数年の間に、いろいろな問題を広く深く、自分の頭でぎりぎり考えたこと、そういう蓄積が15年か20年たったときに、ぽっぽと出てくるものだろうと思います。

私も司法研修所の教官を6年やりましたので、教え子も大勢いるのですが、若いときに正解志向型で一所懸命覚えてという人、判例をよく知っていた人が、必ずしもよく伸びていくとは限りません。やはりちょっと荒っぽいけれど、あいつ、なかなか面白いなという人が先にいって伸びていきます。

非常に具体的な例で申し上げます。昭和57年に司法研修所に裁判官研修部というのが初めてできまして、それまでは修習生の教官と裁判官研修の教官とを掛け持ちでやっていたのですが、司法研修所の第一部として、裁判官研修部が独立してできました。そのときに、私は司法修習生の刑事裁判教官から横滑りで、裁判官研修の専門教官になりました。その当時の修習生、判事補は、今はもう東京や大阪の地裁の裁判長にもなっていますが、そのうちの1人で私の修習生担当の刑事裁判教官時代の教え子ですが、後期の最初の起案で、クラスの他の全員とは結論を異にする、一人少数説の起案を書いてきました。その少数説は、結論として、私は賛成ではありませんでしたけれど、中味は自分の頭でそれなりによく検討しているし、文章もすっきりしていて大変いい。一人少数説ですが、教室で、理由づけ部分文を読んでもらいました。その事件の結論は多数であるほかの人のほうがいい見方だと思いましたが、きっとこの人はこれから先伸びるだろうと思いました。今、東京地裁で、女性ですが、立派に裁判長をしています。もう1人、その当時の新任判事補の1人のことですが、秋の実務研究会で記録に基づく起案をしてもらいましたら、これも一人少数説なのです。1人だけ違うものを書いていまして、これもやはりその結論には私は賛成でないのですが、書いている内容にはなかなか魅力があるのです。ほんのちょっとのところでは結論が違いますが、その人も、当時の私の予感どおり立派に成長してくれました。もとより箸にも棒にもかからない一人少数説

を主張し、20年たっても箸にも棒にもかからないことを主張しているのではないかとと思われる人もおりますけれどね…。

若いときに自分の頭で考えることをする人は、やはり伸びると思います。ですから、皆さんがた、決してひるまないように。皆さんの中にも、法学部以外のところで勉強してきた方もおられると思いますが、法律の内容というのは、それなりに勉強しなければいけません、法律問題は、ある程度年数を経なければいい結論を出せないというものでもないのです。ですから、法律を勉強し始めて日の浅い人でも、しっかりと考えれば、やがてそれは将来一般的な見解になるであろう説を考えられることもあると思いますので、大いにやっていたらと思えます。

自分の自慢話を一つさせていただきますと、昔私が大阪修習のときに、平場先生が京都大学で刑事判例会というのを作られ、大阪修習ですので参加させていただき、ある最高裁判例の評釈を担当したのです。それは当時の京大の「法学論叢」に、掲載されています。起訴状一本主義、刑訴256条の余事記載等に関する判例について、評釈したのですが、最高裁の判例の理由づけ等に賛成でなかったもので、それを書きました。そうしたら、修習生のときに書いてから約10年後、私がちょうど判事になったところに、最高裁でやはり刑訴256条についての判例が出まして、その判例では、私が修習生のときに「法学論叢」に載せてもらった評釈の基本的な考えと同じものになっていました。そして、その判例の解説を見ましたら、調査官が、「金谷判事は正当にも次のように論じておられる」と言って、私の書いた評釈を随分行数を多く引用してくださっていました。非常に嬉しかったし自信を持ったことがありました。そういうものです。

ですから、皆さんがた、臆せずいろいろなことを自分の頭で考えて。恐らく見当はずれなことを考えることもたくさん出るとは思いますが、また立派なことを考えつくということもありますので、大いに自信と勇気を持って法律問題に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ申し上げておきたいことは、「法律書以外の読書」と書いていますが、やはり裁判の分野でも、ほかの分野でもそうだと思いますが、やはりその道のことだけをやっていると、視野が狭くなります。裁判所で見ていまして、例えば税法、租税事件に大変詳しいし、またほかの分野でも大変優秀な立派な方もいらっしゃるのですが、ある専門分野ばかりやっていて、視野が狭くどうもバランス感覚も悪いという方もいて、あいつの言うのは専門分野のことも何となしに違和感が感じられておかしいなという人もおられます。

専門分野に秀で、しかもバランス感覚やセンス・オブ・プロポーションもいいと思われる法律実務家を目指して、法律だけではなしに、ほかのことを全部広く360度やるということはできませんから、どこか自分の好きな方面のことを少しでもいいから、読書その他の方法により深められることは、きっと将来成長されて、いい法律判断をするために大事なことだと思います。

2 まずオールラウンドプレイヤーをめざして

この点は考え方の分かれるところでしょう。しかし、私は、法律実務家、特に裁判官の場合は、どの分野の事件の処理も一応水準的なレベルで処理できる能力を身につけるようまず目指す方がよいと考えています。裁判官が1人しかいない支部に赴任しなければならないこともありますし、種々の都合で必ずしも得意でない分野の事件を担当させられる場合もあるからです。以前に自治医大の学長先生から、「実地医師は、へき地に行って一人で色々な病気の患者を診なければならないことも考えると、基本的にはまずオールラウンドの医師を目指すべきである。学者あるいは研究者であれば、先にひとつのことだけに詳しくなるということもあってよいが……」というお話を聞いたことがあります。裁判官の場合も似たことがいえます。理想としては、ひとつ、ふたつの専門分野に詳しい上、どの分野についても少なくとも水準的な能力を持つということが望ましいのですが、まずどちらかを選ぶかと問われると、実務家になる

ならまずオールラウンドの方を勧めます。

3 引き寄せて見る眼と遠のけて見る眼

これは、時間の関係上省略します。

4 法曹の陥りがちな穴—— 謙虚さの喪失

「裁判至上主義」

「悪しき百点満点主義」

「法曹の陥りがちな穴」に、「謙虚さの喪失」ということがあります。これは、まだ皆さんがたに申し上げるのは、早いのかもかもしれません。しかし、近い将来裁判官になりましても、検察官、弁護士になられても、陥りがちなことだと思いますので、特に申し上げたいのです。

法律実務家は、民事でも刑事でも、世の中のトラブル、紛争、あるいは犯罪、非行等、世間のいわば病理現象を扱います。裁判所の場合、そういう病理現象である事件が来ますので、尋問する場合でも、病理現象に関係した人が、証人なり本人として法廷に現れることが多いのです。もとより、非常に立派な方が、証人や本人等として来られることも少なくないのですが、何かトラブルがあった、やり方が下手だから、紛争が起きた、学校の中が荒れて学園紛争、暴力事件が起きた等々。そうすると、対応の下手だった人、あるいは何かもうちょっと上手なやり方があるのにできなかった人とかが証人等として法廷に来られることが多いのです。

そういう対応のまずかったりした人の話を長い間にわたって、法廷の、高いひな壇の上からくり返し聞いていますと、こんなこと言っては失礼ですが、例えば、「大学の先生のやり方、下手だな、もうちょっと上手に、僕だったらやれるのにな」とか。「何で大学の先生なのに…」「なぜ大会社の役員なのに…」とかいうことを、いろいろ思うことがあるのです。そういう世の中の病理現象

に関係した人たちに、ひな壇の上から長い間にわたり接していますと、自然と世間を馬鹿にするようになるのです。おれだったら、もっと上手にやれるのではないか、世間は意外とだらしがないな、あかんなど。

実は、そうではないのです。世間の中でそういう事件が起きるのは、ほんの一部で、世の中の普通の生理現象の世界を見ると、それぞれに立派な人が、いろいろな仕事で立派にやっておられるのです。例えば商売もそうですし、小さい商売もそう。スーパーマーケットで、商品をどう陳列するかということでも、一所懸命知恵を使って、上手にやる人がいる。それは医療、建築、生産工場、流通等々の世界でも、どの世界でも尊敬に値する活躍をしている人、そして世間からは何にも目立っていないけれど、見事な創意工夫をして世の中に貢献している人がいっぱいいらっしゃるのです。それなのに、そういうことを忘れて、病理現象ばかりに接していると、おれは偉いなということになって、世間を馬鹿にする高慢に陥るのです。裁判官に対する世間の聖職者視、裁判の専門家としての自負も、謙虚さの喪失を助長します。似たことは裁判官のみならず検察官、弁護士にも、言えるでしょう。ですから、そういうことだけにならないように、広く世間の生理現象というものをよく見ないといけないと思います。

「裁判至上主義」というのは、自分の携っている裁判だけが尊く大事なものだと思う誤りです。裁判、法律は、世の中で大事なことですが、世の中で大事なことは、ほかにもいっぱいありまして、裁判、法律だけが大事なのではないという当たり前のことを話そうと思っていたのですが、これだけにします。

「悪しき百点満点主義」というのは、法律では要件を満たせば法律効果が発生し、要件のひとつでも欠けると所定の効果は発生しません。こういう法的思考になれた法律家は、法律解釈あるいは法律上の裁量問題について、考えられるいくつかの選択肢がある場合、Aの選択肢にはこういう欠点があるからという理由で「私はA 選択肢を採用しない」と簡単に決めてしまいます。それはおかしいのだということをお話そうと思ったのです。A, B, C …の各選択肢に

は、それぞれ長所も欠点もあるのが普通です。それぞれの長所・欠点を総合比較して、現実的に採り得る選択肢の中でどれが一番ましかということを考えて、場合によっては80点には達せず、60数点だけど、この選択肢が一番ましかということで、それを採用することを堂々とやってよいのです。悪しき百点満点主義に陥るなどいいたいのです。

5 心と体の健康の大切さー「竹に節あり」

皆さんがたが志高くこの世界に足を踏み入れられました。そして法科大学院といういい制度ができました。それで大いに先生がたからいい刺激をいただき、また仲間からもいい刺激を受けて、そして自己研さんに励み、大いに視野も広げて、将来、立派な法曹に育っていただけることを期待し、願っております。私みたいに志低くこの道に入った者でも、人生の終わり近くに当たって、まあそれなりにいい仕事をさせていただいたと、正直言って感謝している次第ですから、本当に皆さんのように夢と熱い心を持って志してくださった方々であれば、きっと大勢の人に喜んでもらえるいい法律家になられて、公のためにいい仕事をしてくださるものと期待しております。くれぐれも健康にだけは十分気をつけてください。

肉体の健康だけではなくて、心の健康も大事なのです。自信過剰にならないで、早め早めに、「ひょっとしたら…」と気にかかるときは、ちゅうちょなく専門医の診療を受けることを勧めます。「竹に節あり」という言葉は、中学校2年のときの担任の先生が教えてくれた言葉です。授業のとき、姿勢の悪い生徒に対し「竹に節あり」と言って背骨をピンと伸ばすようにしつけられました。ちなみに、竹のふしとふしの間を「よ」といいますが、漢字ではふしと同じく「節」と書きます。私は、「竹に節あり」という言葉を自分流に解釈して①心・精神の背骨を真直ぐに伸ばして生きること、②緊張とリラックス、締まるところとゆるむところのバランスをうまく保つことという意味などもこめて、自戒

の言葉としています。私は生来怠け者ですので、「よ」が長くなりすぎないように然るべく「ふし」を作るように「締めろ」「勉強しろ」「仕事しろ」と自分に号令を掛けます。皆さんがたには、逆のことを言いたいのです。節ばかりでガチガチの竹とならないようゆるむときも必要であることを認識してもらいたいです。緊張とリラックスのバランスが非常に大事です、心身両面の健康を保持する上でも、この両面のバランスをうまく保つことが不可欠です。そうでないと、見てくれの悪い、ふしばかりのごつごつした姿になったり、逆に「よ」の間延びした竹になります。ふしとよのバランスのいい竹は、しなやかで、見た目も美しいし、風雪にもぼきんと折れません。そういう、自分がなれなかった美しく強い竹のような法律家に、皆さんにぜひなっていただきたい、心身の健康を保つために「竹に節あり」の言葉を活用していただきたいとお願いしまして、講演を終わらせていただきます。